

日本赤十字社血液事業研究倫理審査委員会規程

（目的）

第1条 日本赤十字社の血液事業における人を対象とする生命科学・医学系研究等（以下「研究等」という。）について、倫理的及び科学的観点から、研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行うため、日本赤十字社に日本赤十字社血液事業研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、男女両性からなる5名以上の委員により構成する。

（指名）

第3条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、血液事業本部長（以下「本部長」という。）が委嘱又は指名する。

- （1）倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- （2）医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- （3）一般の立場の者
- （4）日本赤十字社の役職員

2 前項第1号から第3号に規定する者からそれぞれ1名以上を委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期の途中で辞任した委員の欠員を補充した場合において、当該補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（委員長、副委員長）

第5条 委員会に委員長1人と副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に支障あるとき及び委員長が関わる研究の審査は、副委員長が代行する。

（招集）

第6条 委員会は、本部長の諮問があったときに委員長が招集する。

（定足数）

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 前項に規定する出席者は、第3条第1項第1号から第3号に規定する者が含まれ、男女両性で構成されていなければならない。

3 会議に出席しない者でも、書面による意見書を提出したときは、前2項の適用については、出席とみなす。

(除斥)

第8条 審査対象となる研究の研究責任者又は研究担当者である委員は、当該研究の審議及び採決に加わることはできない。

(参考人)

第9条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(審査判定の種類等)

第10条 委員会は、諮問された研究を審査のうえ、次のいずれかの判定を行い、本部長に答申する。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 委員会は、本部長へ、実施中の研究に関して、その研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。

(議決)

第11条 委員会の議事は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。

(迅速審査)

第12条 第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、委員長は、委員会を招集せず、委員会の下に置く日本赤十字社血液事業研究倫理審査小委員会（以下「小委員会」という。）の審査をもって委員会の審査に代えることができる。

- (1) 研究計画の一部変更
- (2) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている研究計画
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わない研究計画
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わない研究計画
- (5) 倫理審査対象とすべきか判断が困難な研究計画
- (6) 対象者から公開に関する同意を得ていない症例等の報告

2 小委員会の委員は、第3条第1項第4号に規定する者により構成する。必要に応じて、他の委員を追加できる。

3 小委員会は、第4条から前条までの規定に準じて審査し、その結果を全ての委員に報告する。

4 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、報告に異議があるときは委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、委員会を開催し、当該事項について審査しなければならない。

（軽微変更）

第13条 倫理審査において承認を受けた研究計画のうち、倫理審査委員会が軽微な変更であると認めた項目においては、報告事項として取り扱う。

（審査の委託・受託）

第14条 多機関共同研究（一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究）の場合、原則として、一の倫理審査委員会による一括した審査をしなければならない。

2 日本赤十字社以外の研究機関から審査を依頼された場合、研究の実施体制について十分に把握したうえで審査を行い、意見を述べなければならない。

（会議録の作成）

第15条 委員会は、その審査（前条に規定する審査を含む。）に係る会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録及び審査を行った研究に関する審査資料は、中央血液研究所 研究開発部書庫に施錠して保管、又は委員会事務局以外がアクセス制限されているサーバー等で保管し、作成した日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年間保存するものとする。

（公開）

第16条 本部長は、委員会及び小委員会の組織、委員会の名簿、会議録等を厚生労働省の研究倫理審査委員会報告システムにおいて公開しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めた箇所については非公開とすることができる。ただし、その理由を公開しなければならない。

（委員等の責務）

第17条 委員は、在任中であると否とを問わず、職務上知り得た情報を正当な理由なく

他に漏らしてはならない。

2 委員及び委員会の事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。

(事務局)

第18条 委員会の事務局は、血液事業本部 中央血液研究所 研究企画部 研究企画課に置く。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。